

福祉タクシー助成券の受け付けが始まります



心身に障がいを持つ方や高齢者の方が、快適な在宅生活をすることを目的に、社会参加や日常生活の中でタクシーを交通手段として利用する場合、その料金の一部を助成します。

【対象者】

八雲町に居住している在宅の方(ケアハウス、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅に居住する方を含む)で、町民税非課税世帯に属し(4～6月までに申請した場合)は平成29年度、7月～翌年3月までに申請した場合は平成30年度の課税状況)次のいずれかに該当する方。

- ①身体障害者手帳を所持している下肢・体幹・視覚・内臓障がいのある1～3級の方
 - ②療育手帳を所持しているA判定の方
 - ③精神障害者保健福祉手帳を所持している1・2級の方
 - ④満80歳以上の方
- ※なお、医療機関へ入院中の方、特別養護老人ホームおよび老人保健施設に入所中

の方は、退院・退所後に手続きをしてください。

【注意事項】

「特定滞納者に対するサービス制限」の対象事業のため、世帯の中に制限を受けている方がいる場合は、助成を受けられない場合があります。

【助成金額】

- ・年額7,200円以内
- ※申請月により交付枚数が変わります。
- ・4～6月申請 7,200円分(72枚)
- ・7～9月申請 5,400円分(54枚)
- ・10～12月申請 3,600円分(36枚)
- ・1～3月申請 1,800円分(18枚)

※ケアハウス、グループホーム、サービス付き高齢者向け住宅にお住まいの方は、右記の半分が交付枚数です。

【使用方法】

各手帳、申請者の印鑑(代理申請の場合は、代理で窓口に来られる方の印鑑も必要)

を持参してください。

【申請窓口】

- ・保健福祉課高齢者福祉係 (シルバープラザ内)
- ・住民生活課社会係
- ・落部支所
- ・熊石総合支所住民サービス課
- ・相沼泊川出張所

【取扱会社】

- ・(有)八雲ハイヤー
- ・エスジーハイヤー(株)
- ・(有)旭ハイヤー
- ・キャンタク

【問い合わせ先】

- ・保健福祉課高齢者福祉係 (シルバープラザ内)
- ☎0137-64-2111
- ・熊石総合支所住民サービス課
- ☎01398-2-3111

| | | | |
|--------------|------------|-----------------------------------|------|
| 八雲町福祉タクシー助成券 | | 交付番号 | |
| 30 | 助成額 | 利用券1枚につき | 100円 |
| | 取扱会社 | (有)八雲ハイヤー・エスジーハイヤー・(有)旭ハイヤー・キャンタク | |
| 年度 | 乗車日 | 平成 年 月 日 | 号車 |
| 有効期限 | 平成31年3月31日 | 八雲町長 | |

高齢者等入浴料助成券を交付します

～4月2日から交付開始～



町では、在宅の高齢者や心身に障がいを持つ方に対して入浴を通じ、健康増進および身体機能の維持向上を図ってもらうことを目的に入浴料助成券を交付します。

【対象者】町内に居住している方で、次の①、②のいずれかに該当する方

- ①満65歳以上の方
 - ②身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を所持している方
- ※ただし、特別養護老人ホームおよび老人保健施設へ入所中または入院中の方は除きます。

【助成金額】1枚200円

※各施設の入浴料金から200円を引いた金額をお支払いください。

【交付枚数】年間24枚

【交付窓口】

- ・保健福祉課高齢者福祉係 (シルバープラザ内)
- ・住民生活課社会係
- ・落部支所
- ・熊石総合支所住民サービス課
- ・相沼泊川出張所

【利用施設】

- ・温泉旅館銀婚湯
- ・パシフィック温泉ホテル 清龍園
- ・温泉ホテル八雲遊楽亭
- ・八雲温泉おぼこ荘
- ・見市温泉旅館
- ・熊石ひらたない荘
- ・和の湯

【注意事項】

助成券は、施設1回の利用で1枚とします。交付を受けた本人以外は利用できません。

不正などがあつた場合は、助成額の返還を求めることがあります。

各施設の利用時間、定休日などについては、各施設にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

- ・保健福祉課高齢者福祉係 (シルバープラザ内)
- ☎0137-64-2111
- ・熊石総合支所住民サービス課
- ☎01398-2-3111